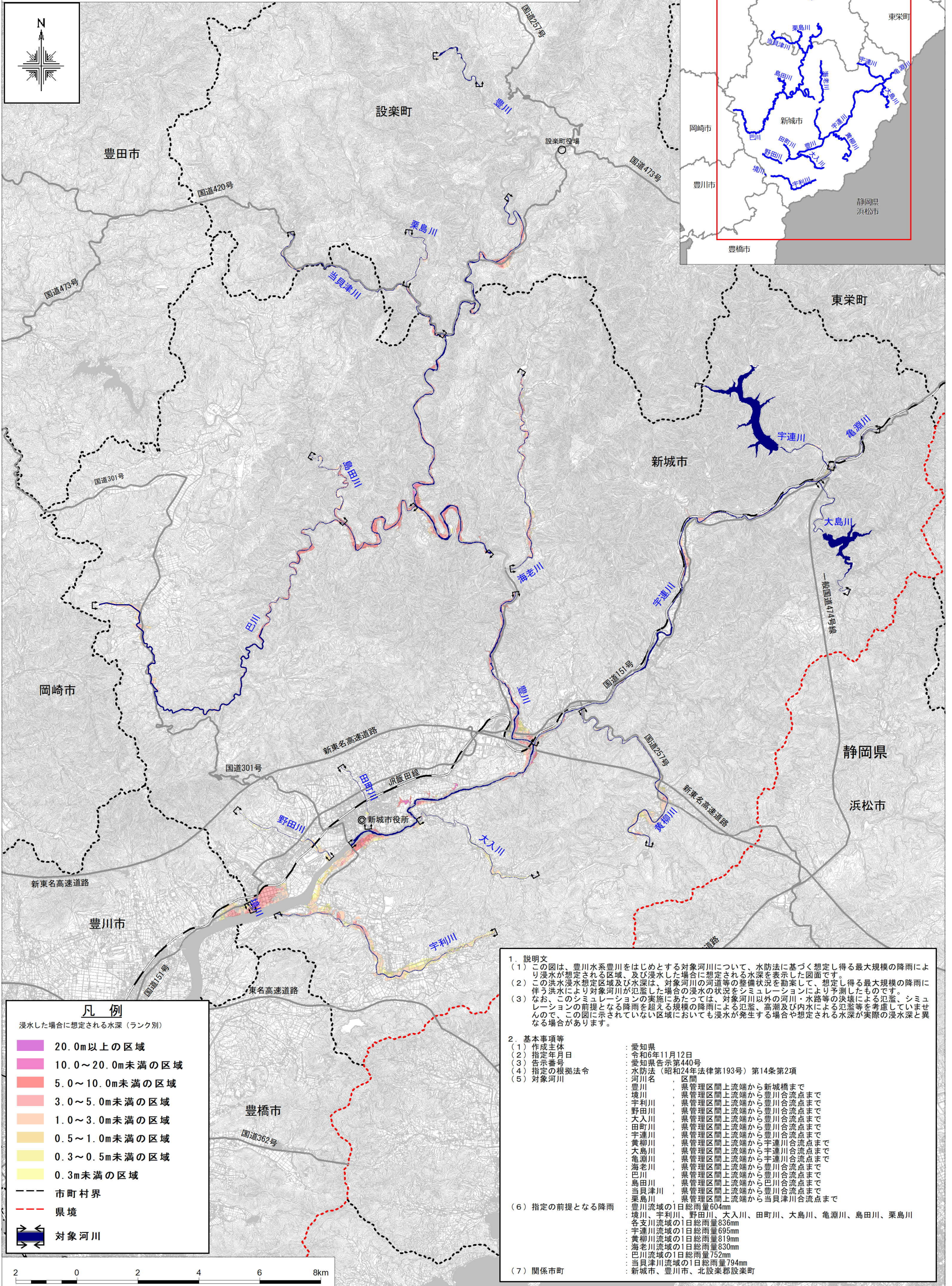
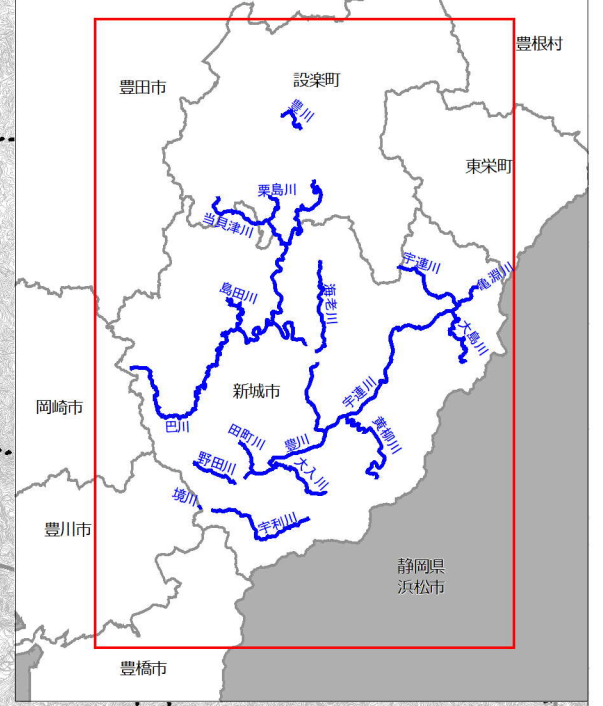


# 豊川水系 豊川上流支川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

位置図



**凡例**

浸水した場合に想定される水深 (ランク別)

20.0m以上の区域
10.0~20.0m未満の区域
5.0~10.0m未満の区域
3.0~5.0m未満の区域
1.0~3.0m未満の区域
0.5~1.0m未満の区域
0.3~0.5m未満の区域
0.3m未満の区域
市町村界
県境
対象河川

1. 説明文
- この図は、豊川水系豊川をはじめとする対象河川について、水防法に基づく想定し得る最大規模の降雨により浸水が想定される区域、及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
  - この洪水浸水想定区域及び水深は、対象河川の河道等の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
  - なお、このシミュレーションの実施にあたっては、対象河川以外の河川・水路等の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この図に示されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2. 基本事項等
- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| (1) 作成主体    | : 愛知県                      |
| (2) 指定年月日   | : 令和6年11月12日               |
| (3) 告示番号    | : 愛知県告示第440号               |
| (4) 指定の根拠法令 | : 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項 |
| (5) 対象河川    | : 河川名 区間                   |
|             | : 豊川 県管理区間上流端から新城橋まで       |
|             | : 境川 県管理区間上流端から豊川合流点まで     |
|             | : 宇利川 県管理区間上流端から豊川合流点まで    |
|             | : 野田川 県管理区間上流端から豊川合流点まで    |
|             | : 大入川 県管理区間上流端から豊川合流点まで    |
|             | : 田町川 県管理区間上流端から豊川合流点まで    |
|             | : 宇連川 県管理区間上流端から豊川合流点まで    |
|             | : 黄柳川 県管理区間上流端から宇連川合流点まで   |
|             | : 大島川 県管理区間上流端から宇連川合流点まで   |
|             | : 亀淵川 県管理区間上流端から宇連川合流点まで   |
|             | : 海老川 県管理区間上流端から豊川合流点まで    |
|             | : 巴川 県管理区間上流端から豊川合流点まで     |
|             | : 島田川 県管理区間上流端から豊川合流点まで    |
|             | : 当貝津川 県管理区間上流端から豊川合流点まで   |
|             | : 栗島川 県管理区間上流端から当貝津川合流点まで  |
- (6) 指定の前提となる降雨
- |  |
|--|
| : 豊川流域の1日総雨量604mm                                    |
| : 境川、宇利川、野田川、大入川、田町川、大島川、亀淵川、島田川、栗島川各支川流域の1日総雨量836mm |
| : 宇連川流域の1日総雨量695mm                                   |
| : 黄柳川流域の1日総雨量819mm                                   |
| : 海老川流域の1日総雨量830mm                                   |
| : 巴川流域の1日総雨量752mm                                    |
| : 当貝津川流域の1日総雨量794mm                                  |
- (7) 関係市町
- : 新城市、豊川市、北設楽郡設楽町

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号: 国地情使、第676号)「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 5JHs 676」